



富士通総研 経済研究所

マクロ経済動向

軽減税率導入のメリット 消費落ち込みの軽減効果も

2017年4月の消費税率10%への引き上げ時に合わせた、軽減税率の導入が固まった。軽減税率に対しては、従来、財務省や財政学者などから否定的見解が出されてきた。事業者の事務負担が増え、対象品目の線引きが困難なことが理由だ。さらに、消費税は高所得者よりも低所得者の負担度合いが大きいという逆進性の問題が発生するが、軽減税率は逆進性の緩和効果が小さいことも指摘される。

このため軽減税率ではなく、低所得者への給付措置の方が望

ましいとされた。財務省が提案したマイナンバーカードを使った還付措置は、そうした方向性の施策であった。しかし、その実現可能性が疑問視された。

軽減税率の問題とされる「事業者の事務負担」とは、インボイス（税額票）導入が必要になるというものである。インボイスは、取り引きごとに適用される消費税率と税額を記入した書類のことである。日本はインボイスを導入しておらず、中小・零細事業者の事務負担を軽くする事業者免税制度や簡易課税制度の下で、本来納めるべき税額の一部が事業者の手元に残る「益税」が発生していた。

かつては、確かにインボイス導入が事務負担を増大させる問題はあった。しかし現在では、多くの事業者は会計ソフトを使っており、導入のハードルは下がっている。インボイス導入で益税がなくなるとすれば、そのメリットの方が大きい。事業者免税制度と簡易課税制度を廃止

すると、税収が5千億円程度増えるという推計もある。

対象品目の線引きが困難との指摘は、その通りである。対象範囲は①精米②生鮮食品③酒類を除く飲食料品と外食―などの案がある。①は狭すぎ、②は加工食品との線引きが難しい。最も分かりやすいのが③であるが、その場合、税収は1・3兆円減る計算になる。しかし、益税解消の徹底や、消費税率8%への引き上げ時に導入された「簡素な給付措置」の廃止に加え、他の財源を回せば、捻出は不可能ではない。

最後に、逆進性の解消効果が小さいという点が残る。確かに軽減税率は、絶対額では消費額が大きい高所得者により多くのメリットをもたらす。この問題は、高所得者への所得税を強化することで対応可能である。

マイナンバーカードを使った仕組みは消費者により多くの負担を強いるもので、軽減税率は事業者により多くの負担を強い

るものといえよう。だが軽減税率の導入で、今まで困難とされてきたインボイス導入が実現すれば、益税解消により、より公正な仕組みに変わるという点で望ましい。

軽減税率は、消費と同時に税負担が軽減されるため、簡素な給付措置やマイナンバーカードを使った仕組みに比べ、消費に悪影響を与える可能性が格段に小さくなる。

消費税率8%への引き上げ後は消費が低迷し、景気に悪影響を与えた。それを考えれば、軽減税率導入により、税率引き上げに伴う景気悪化の可能性を、できるだけ排除しておくことが望ましい。この先の消費税率は、とても10%ではすまないと考えられるからである。

筆者は、厳格なインボイスを早期に導入し、益税解消で財源を確保することで、対象品目をより広くすべきと考えている。

（富士通総研 経済研究所

上席主任研究員 米山秀隆）